

不登校対策リーフレット

～不登校児童生徒への支援のポイント～



I 不登校とは

連続又は断続して年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものは除く）。

具体例

- 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）
- 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない
- 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない
- 無気力で何となく登校しない
- 漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）

※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査（文部科学省）から引用

II きっかけ・要因

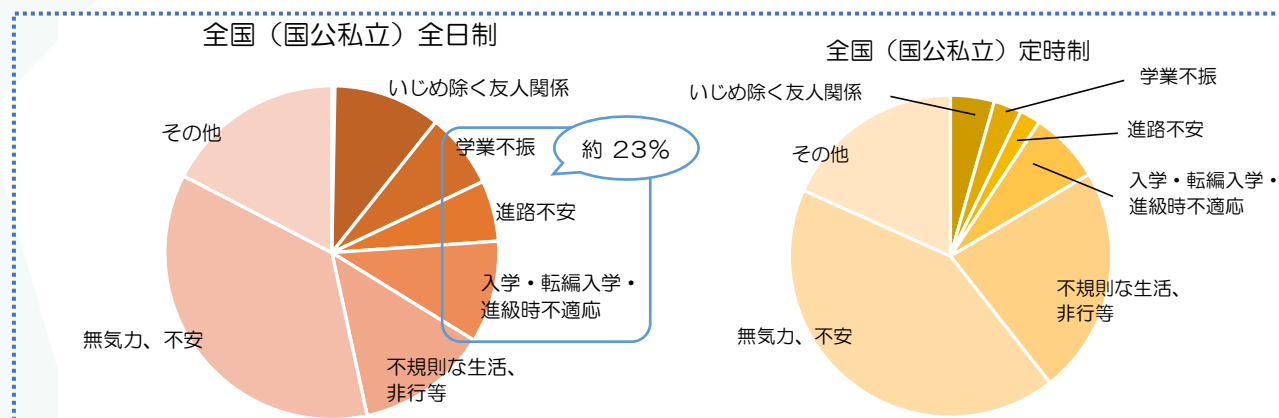
〔小・中学校〕最初に学校に行きづらいと感じ始めた主なきっかけ（上位項目・複数回答）
・・・令和元年度に不登校だった児童生徒の回答

- ・身体の不調（学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど）
- ・先生のこと（先生と合わなかった、先生が怖かった、体罰があったなど）
- ・勉強が分からない（授業がおもしろくなかった、成績がよくなかった、テストの点がよくなかったなど）
- ・生活リズムの乱れ（朝起きられなかったなど）
- ・きっかけが何か自分でもよくわからない
- ・友達のこと（いやがらせやいじめを含む）



※令和 2 年度不登校児童生徒の実態調査（文部科学省）から引用

〔高等学校〕不登校の要因（主たるもの・上位項目） ・・・教職員による分析



※令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査（文部科学省）から引用

○学校への「行きづらさ」は特定のきっかけにかたよらず、多岐にわたっています。
○児童生徒の心情に寄り添い、共感し、思いや考えを受け止めましょう。



Ⅲ 支援のポイント



1 組織づくり

【校内の役割分担】

校長のリーダーシップの下、校内における生徒指導体制等の役割分担を行い、担任だけではなく、全職員体制で支援します。

各種アンケートの
チェック

授業中での見取り

教育相談



放課後活動や
部活動での見取り

生活ノートの見取り

個別の学習支援や
課題作成、ICT 支援

情報を共有し、すべての教職員で児童生徒一人一人を支援します

【「子どもとともに1・2・3運動」の周知】

児童生徒の欠席が見られた際には、その**初期段階（1～3日目）**に、担任を中心に、**教職員が組織的に対応**します。



- 1日目：欠席家庭に**連絡**し、保護者又は本人から状況を聞く。
- 2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により**把握**する。
- 3日目：**家庭訪問**を実施し、保護者又は本人と面談する。

※ 家庭訪問や電話連絡を繰り返しても安否が確認できない場合は、直ちに市町村または児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど適切な対応が必要です。

2 未然防止

【魅力ある学校づくり】



児童生徒が「学校に行きたい」「みんなと過ごしたい」と思えるような学校づくり

居場所づくり

どの児童生徒も落ち着ける場所をつくる

+

絆づくりのための場づくり

全ての児童生徒が活躍できる場面をつくる

「分かる授業」の実施

- ・学ぶ意欲を育む指導
- ・きめ細かい教科指導の実施
- ・見通し・振り返りの学習活動
- ・目的を明確にした学び合い

保幼・小・中・高の連携

- ・保幼小、小中、中高における情報交換や交流活動（情報交換会や体験入学など）
- ・進学時の不安を軽減

特別活動の充実

- ・学級活動、児童会生徒会活動、学校行事など
- ・人間関係を形成する場の設置

※不登校への対応について（文部科学省パンフレット）、生徒指導リーフ「不登校の予防」から引用

3 初期対応

児童生徒の心情に寄り添い、共感し、思いや考えを受け止めましょう。



【対応例】

欠席

1日目

電話連絡等

- 保護者や本人から欠席理由を丁寧に聴き取る
 - ・病状や体調、家庭での様子
 - ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか
- 翌日の連絡（授業・持ち物）を丁寧に伝える
 - ・安心して登校できるような声かけ

電話連絡等

- 保護者や本人からより具体的な状況を把握
 - ・病状や体調等、現在の様子をよく聴く
 - ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか
- 翌日の連絡（授業・持ち物）を丁寧に伝える
 - ・安心して登校できるような声かけ

家庭訪問

- 保護者、本人と面談
 - ・直接本人に会って、状況を把握
 - ・本人や保護者が求めている支援は何か
 - ・気になること、心配なことはないか
- 学年主任、管理職等への報告
 - ・情報の共有、組織で対応
 - ・欠席の背景を把握

具体的な支援

- 不登校対策委員会、校内ケース会議の開催
 - ・欠席の背景調査
 - ・見立て（アセスメント）
 - ・スクールカウンセラー（SC）の活用
 - ・具体的な支援計画
 - ・役割分担 など

- ・関係生徒への聴き取り
- ・本人、保護者への連絡
- ・定期的な家庭訪問
- ・学習保障（ICTの活用）
- ・出欠、評価の取扱い
- ・別室登校に向けた準備
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣依頼
- ・適応指導教室の紹介 など

欠席日数に関係なく、以下のような反応があった場合など状況に応じて対応

学校に行きたくない



理由がはっきりしない



即時対応

家庭訪問や学校での面談

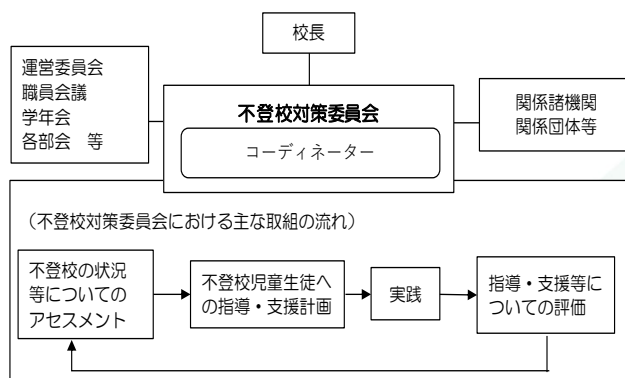


〔留意点〕

- ・本人、保護者の心情に寄り添う
- ・傾聴する
- ・今後の対応を説明する



不登校対策委員会を中心とした指導体制と取組(例)・・・生徒指導提要から引用



欠席の背景にいじめが考えられる ☞ いじめの重大事態につながる可能性あり
教育委員会へ速やかに報告し、早期に対応しましょう

子どもとともに1・2・3運動

2日目

3日目

4日目

4 学校等の充実した取組



- 「**児童生徒理解・支援シート**」を活用した組織的・計画的支援
 ➡https://www.mext.go.jp/content/1422155_002.xlsx からダウンロード可
- 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する**効果的な支援の充実**
 ➡・SCやSSWとの連携協力
 ・不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価 など
- 不登校児童生徒に対する**多様な教育機会の確保**
 ➡・児童生徒の状況に応じた**適応指導教室、フリースクール**など多様な教育機会の確保
 ・ICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の扱い(※1) など
- 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実(※2)

◎支援の視点

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すよう促す。**

※「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 文部科学省通知)から引用

Ⅳ 相談体制の充実

児童生徒及び保護者が担任や学年部職員以外の人にも相談しやすい体制を整えましょう。



不登校・校内適応
指導担当教諭

校内適応教室など別室登校の準備、ケース会議の運営などを行う



養護教諭

児童生徒の心や体のケア、健康相談を行う



特別支援教育
コーディネーター

特別支援教育の視点で会議の運営や関係機関との連絡・調整を行う



スクール
カウンセラー

「心理の専門家」児童生徒・保護者のカウンセリング、教職員への助言や支援を行う



スクール
ソーシャルワーカー

「福祉の専門家」関係機関とのつながりを活用し、課題解決のためのプランを示す

※1 「(別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の扱いについて、(別記2)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の扱いについて」(令和元年 文部科学省通知別記)

☞ https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

※2 「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成21年 文部科学省通知)

☞ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm